

1930年代ロサンゼルスにおける石油開発と環境問題： ハンティントン・ビーチの例（2）

The Oil Development and Environmental, Community Problems in Los Angeles during the 1930s:
A Case Study on the Huntington Beach (2)

張 森
ZHANG Miao

はじめに

この論文は前編（張, 2022）の続きであり、1927 - 1934年ロサンゼルス市のハンティントン・ビーチ（以下では、HBと略す）地区における石油開発による環境問題に焦点を当て、特にその前期段階である1927 - 1932年の事例研究を行う。前編では、ロサンゼルス地域、特にHB地区の背景と研究史の概観を紹介し、総計約140点の史料を利用することを述べた。本論では、これらの史料をもとに、石油開発に直接・間接に利害関係をもつ様々なグループ（市当局、商業会議所、市民団体、スタンダード石油、中小の独立系企業、州政府・州議会）の力関係の変化を追究する。

1, 1927 - 1934年ハンティントン・ビーチの事例研究

(1) 環境問題について

S.S.エルキンドはロサンゼルス地区の石油開発に伴う環境問題として、廃水・廃油の垂れ流し、悪臭や煤煙などを論じている（Elkind, 2012, pp.82-83; 2014, pp.80-82）。HBは、人口3,000人程度の小都市だった事情も手伝ってか、石油開発に伴って発生した環境問題についても、少なくとも市長パウエンの時期には迅速で積極的な取組みを見せている。その代表例が、第2期ブームの到来早々、1926年4月29日『都市条例』への第280条の追加である。この第280条では、4項目から構成されている（HBCCM, 1926-4-29）。

- 1, 油田地区における火災防止のための規制：油井ヤグラ、精油所、ガソリンスタンド、貯蔵タンクなどから25フィート以内での、タバコ、マッチなど可燃物の使用禁止と2台以上の消火器の設置義務。
- 2, 油井ヤグラ、精油所、ガソリンスタンド、貯蔵タンクなどの周囲に廃油、油性ゴミの放置禁止。漏出時の48時間以内の処理義務。
- 3, 採掘終了後60日間以上の油井ヤグラの放置禁止とその撤去義務。
- 4, 原油、廃水、泥の街路や下水道への垂れ流し禁止。

この条例は火災、石油漏れ、油井ヤグラの放棄、廃油・廃水処理について詳細に規定して、石油開発ルールの徹底を図った。その後新たな問題が発生するたびに、修正が加えられることになる。以下では、市議会議事録に依拠しながら石油採掘に伴い発生した環境問題と自治体の対応を見ておこう。

まず、聞き取り調査の中に、「1923年噴出油井からの大量の石油が漏出し、騒音と刺激臭もまき散らされた結果、近隣の学校が休校に追い込まれた」例が挙げられている。また、別の同時代人は、「石油業者たちは、冷蔵庫にある食料以外は全て持ち去った・・・裏庭は油井と化し、汚水溜が掘られている。垣根は撤去され家の中はめちゃくちゃである」（Elkind, 2011, pp.24-25）と、石油ブームの狂乱ぶりを伝えている。エルキンドは、この史料に付した注釈のなかで、HB市民は金に目がくらんで「混乱と不潔さを歓迎した」（Elkind, 2011, p.189）と書いているが、この苦い経験が第280条の追加につながったと考えられよう。次いで、市議会議事録によると、一般市民や自治体関係機関から寄せられる、街路の廃油汚染、そこから立ち上る悪臭、あるいは精油所の排出する煤煙・騒音被害に関する苦情が山積している。以下では、2つの問題を紹介しておこう。

まず、廃水・廃油の処理が大きな問題となっていた。1927年12月15日、市法律家R.H.オーバーアッカーは街路上の油

たまりとその悪臭を指摘している (HBCCM, 1927-12-15)¹。しかし、この問題は一向に解決しなかったようで、翌年2月には市当局の厳しい対応を求められている。

その発端は、1928年2月6日ロフティン石油会社による街路への廃油垂れ流しと、廃油焼却に伴う建物・土壌汚染とに関する苦情である。その被害は、市立図書館所蔵の本にまで及び、表紙は黒く変色し、おまけに悪臭さえ放つようになった。公共施設を直撃する事態の重さを痛感した市当局は、市技師による現地調査を実施した (HBCCM, 1928-2-6)。その調査報告は、2月14日の市議会に提出された。それに従えば、ロフティン会社の油井が悪臭の原因であることは確認されたが、図書館蔵書の汚染との因果関係は否定された (HBCCM, 1928-2-14)。市議会は、近くに他の油井があることを考慮してか、強硬な措置に出なかった。この優柔不断な態度に怒った市民12名が、2月27日市議会宛に嘆願を行い、廃水・廃油の路上垂れ流しの禁止を強く要求した。市長は、市民の間での不満の広がりを受けて、市技師・法律家に現地調査を命じた (HBCCM, 1928-2-27)。その調査結果に基づき市当局が、厳格な措置を決定するまでには7月初旬を待たねばならなかった。

その間も石油会社の不法投棄は止まらなかった。1928年5月21日には再度「石油まみれの街路」に関する市民からの苦情が届いている (HBCCM, 1928-5-21)。何よりも、名指して批判されたロフティン会社は、平然と廃油焼却を続けており、6月4日に煤煙被害の訴えが市議会に寄せられた。市当局は、市法律家を通じて厳格な罰則を含む条例の作成を急がせた (HBCCM, 1928-6-4)。しかし、この市当局の命令も、廃水・廃油による生活妨害の抜本的な解決にはつながらなかった。一部の企業は、廃水・廃油の海洋投棄に転じたからである。6月30日付けのタイムズ紙は、「海水浴客は、身体を油で汚す代わりに、きれいな塩水の水滴の輝きをもって海からあがってくるだろう」(LAT, 1928-6-30)と、楽観的記事を掲載した。その理由は、7月3日付けのタイムズの掲載記事から明らかになる。HB市当局は、市内の石油企業68社に対して、街路側溝への廃水・廃油排出の全面禁止を通じて海洋汚染の回避を命じたからである (LAT, 1928-7-3)。

しかし、ことは、それほど順調には進まなかった。10月1日市議会議員のミッチェルは、再度、廃油の海洋投棄を指摘した (HBCCM, 1928-10-1)。今回は、これまで被害を受けてきた市民達の意見を聞いて対策を練るために10月15日に公聴会を開催することを決めた。そこで多数派の意見は、「石油と水を分離するための工場施設の建設と、(浄化後の廃水を処理するための)パイプライン敷設とを要求する」ものだった (HBCCM, 1928-10-15)。この提案は、市の公衆衛生委員会と漁業・狩猟委員会からも承認されたが、それを強制させるのは難しかった。その後も廃油投棄はあとを絶たず、「海水浴客はシャワーを浴びて油を洗い流さざるを得ない」(LAT, 1928-6-30)状況にあった。それと同時に、生産・収益改善につながらないような、廃棄物処理のための投資を嫌うという企業論理を強調するJ.A. プラットとH.S. ゴーマンの所説が再確認された (Pratt, 2007; Gorman, 1999)。

しかし、石油開発に必然的に付随する廃水・廃油問題の解決は容易ではなく、その後も繰り返し再燃してくる。1931年春から1932年5月まで大きな議論を呼んだシャーキー法案は、生産調整を主眼としながらも、HBを含む住宅地での採掘禁止を一方の柱としていたが、それと時を合わせるかのように、1932年2月1日に市議会宛に独立系企業の廃水処理に関する苦情書が寄せられた (HBCCM, 1932-2-1)。今回も、市当局は市技師を通じて現地調査を実施した。その調査結果に基づき市法律家による草案作成を急いだ (HBCCM, 1932-2-8)。2月23日条例案は市議会で採択された。廃油中の油濃度が1万分の1未満でなければ市内の排水溝にながすことを許可しないようだった (HBCCM, 1932-2-23)。1920年代と比べてきわめて寛大な措置となった点で特徴的である。これが、HB市当局が石油開発の方針を鮮明に打ち出し、それと連携する中小規模の独立系業者の活動が強まってきたことと、どの程度関係しているのかは、次節で立ち返ることにする。

次いで、石油開発に伴い頻発する火災に備えるための対策も進んだ。大火災発生に関する聞き取り調査記録の紹介から始めよう。ヒギンズの証言は、市消防員の経歴を持つだけに真に迫っている。1927年HB史上最大の火災については、「アルバーガソリン工場から出火した後、周辺の油井ヤグラに次々に飛び火して都市の境界線まで拡大した。火災は数日間続いた」と、また火災発生の地域的特性については、「1920年代に火災の発生件数は、数えきれないほどだった。その大半は産業地区と油田地区で発生しており、商業地区では希だった」と述べている。後者について、1928年4月23日、市民キングは、石油採掘地区で頻発する火災に備えるために消火栓の増設を要求して、採用されたことが知られている (HBCCM, 1928-4-23)。

しかし、当時はるかに大きな問題と見なされていたのは、石油採掘終了後に撤去されずに放置された木製の油井ヤグラだった。発火の危険があるだけでなく、石油漏出の原因ともなっていたからである。1929年10月28日市技師は調査を行

¹ 『聞き取り調査』にあった道路上の廃油染みの点在の証言に鑑みると、第1期ブームの教訓は活かされなかったようだ。

い、サン石油会社の放棄油井ヤグラの危険性を確認した(HBCCM, 1929-10-28)。1週間後の11月4日、市技師監督の下でそれは撤去された(HBCCM, 1929-11-4)。同様の放棄ヤグラが多数存在するため、11月18日、石油開発者と市議会議員も参加した公聴会を開き、市技師はその危険性を強調した(HBCCM, 1929-11-18)。12月2日に緊急の対応が必要な危険な油井ヤグラの一覧表を作った(HBCCM, 1929-12-2)。この結果を踏まえつつ市議会は、12月16日、採掘終了後90日以内の油井ヤグラの撤去義務を前述の第280条に追加すると決定した(HBCCM, 1929-12-16)。1930年代に入ってから、「人口の増加によって火災²はさらに頻繁になったが・・・油井ヤグラが木造から鋼鉄製に切り替わったため火災の発生件数は減少した」。ここでは都市条例より、鋼鉄製の油井ヤグラを始め生産施設の技術的改善が火災防止に貢献したと考えられていることを、確認しておきたい。

1920年代後半から1930年代初頭のHB市当局は、市内の石油採掘に付随する環境汚染と真剣に向き合っていた。1931年春HB市当局が石油開発容認に方針を転換した以降は、市議会議事録に関する限り環境問題に関する記録が減少してくる。その原因の一端は、海浜・干潟地採掘への重心移動と油井施設の技術的改善に求めることができようが、そこを所有する州政府の「保全主義」とも関連して別の角度から問題となってくる。最近の研究史が教えるように、世界恐慌期の経済最優先と環境問題の後退という解釈は、控えねばならないとだけ指摘しておきたい(Black/Lybecker, 2008, Vol. II, p.72)。

(2) 1927 - 1934年HB干潟・海浜地での石油採掘をめぐる抗争

(2) - 1, 前史(1927 - 1930年)

この時期のHB市当局は、1929年「州鉱物賃貸法」修正条項にしたがって海浜・干潟地開発を禁止し、市民の生活妨害や環境汚染を極力抑える方針をとっていた。その意味から1931年から登場する開発派の市長コンラードの時期からは明瞭に一線を画している。しかし、世界恐慌³の影響が次第に影を落としてくるなかで、漸次方針転換を迫られる事態も垣間見えている。以下では、この点を中心にして伝来史料を振り返ってみよう。

1928年12月石油業者ブーンは、公有地監督官キンズバリーが石油採掘のための土地賃貸権をもつことが憲法違反との訴えを起し勝訴した。その後、知事ヤングは、海浜・干潟開発の拡散を恐れ、翌年早々に議会を通じて州沿岸全域にわたりそれを禁止する条項を盛り込んだ改訂版「州鉱物賃貸法」を通過させた。丁度、それと時期的に重なるかのように、1928年12月HB市内での石油開発への規制強化の是非をめぐって市民間に意見対立が発生した。そこで市長S.R. パウエンは、12月3日市議会議員ともども196名の市民の参加する公聴会を開催した(HBCCM, 1928-12-3)。票決は郵送により行われたが、1929年1月7日の議事録によれば、石油採掘の規制強化に賛成する者は市長・市議会議員を含む152名であり、反対は49名にとどまった(HBCCM, 1929-1-7)。この市内採掘制限の姿勢は、採掘申請に対する許可件数からも読み取れる。1929年12月23日付けタイムズの記事が報じたように、過去半年間の申請数73件のうち認可が下りたのは、わずか1件にすぎなかったからだ(LAT, 1929-12-23)。角度を変えれば、次にみる前期とは対照的に、海浜の余暇利用を主張する商業会議所の影響力が、はるかに大きかったといえるかもしれない。この点は、1930年6月2日HB市当局が、一定範囲の海浜での石油採掘を禁止した事実からもうかがい知れる(HBCCM, 1930-6-2)。

しかし、独立系石油企業の活動も徐々に活発化し、都市経済に深く食い込み始めていた。前述の採掘申請数73件を、1928年7月HB市当局から街路側溝への廃水・廃油排出の禁止令をうけた市内の石油企業数66社と比較すると、一社当たり1件以上となり開発意欲に満ちていた(LAT, 1928-7-3)。それ以上に、その点を浮き彫りにするのが、シェーピアリア石油会社の例である。1930年9月8日の市議会議事録によれば、この企業は市内にガソリン生産のために精油所建設の許可申請を出したが、悪臭・騒音被害発生を危惧した周辺住民から異議申し立てが出た(HBCCM, 1930-9-8)。周辺住民67名は原油漏出量と密接に関わるパイプ口径や廃水中の廃油濃度などに関する正確なデータの提出を要求すると同時に、再度建設中止を求めて強く抵抗した(HBCCM, 1930-9-15)。市議会は、現地調査を実施したが、最終決定に際して考慮したのは、環境汚染ではなく、多数の地元労働者に提供される雇用機会に他ならなかった(HBCCM, 1930-9-29)。翌年2月

² 1930年代の火災は、単なる石油産業だけではなく、木造の住宅、厨房にストーブの利用、標準化以下の電機製品の利用など様々な原因がある。

³ 世界恐慌期において、カリフォルニア州は米国東部より打撃は小さいとする所説もある。通説では第二次世界大戦後1929年の経済水準に戻るといわれているが、カリフォルニア州の回復は非常に早く、1936年既に安定期に入った。特に、ロサンゼルスは世界恐慌期にあまり影響を受けなかった理由として、映画産業からの救い、人口増加による需要増、航空産業の発展と3つの理由が挙げられている(Nicolaidis, 2002, p.346)。

HB市教育委員会は、同じ理由から学校近くの精油所建設に反対する意見書を市議会宛に送ったように（HBCCM, 1931-2-10）、悪臭・騒音被害は市民の間でも周知の事実となっていた中で、市当局は先の決定を下したのである。なお、シェーピアリア石油会社は、その後精油所・油田間のパイプライン敷設こそ許可されなかったものの（HBCCM, 1931-9-8）、電線事業への経営多角化を認められ（HBCCM, 1931-3-9）、精油所施設の拡充も許可されおり（HBCCM, 1932-7-18）、HB経済に深く根を下ろしていったことを付言しておきたい。

最後に、もう1つの重要なプレイヤーであるスタンダード石油会社について、簡単に触れておこう。1927年から海浜そばの高台の上に油井ヤグラを構えて採掘を始めたことは、P.セイビンの指摘する通りである（Sabin, 2005, pp.64-65）。HB市長が住民投票向けパンフレットに記載した理由説明に依拠しつつ少し肉付けすれば、次の通りである。「スタンダード石油は、住宅や商業施設はなく油田のある、都市西端に位置する細長い地片上におよそ15の油井を掘って生産に当たっている」（RF2, p.17）。そこは、パシフィック・エレクトリック土地会社から購入された土地だから、そのこと自体に問題は無い。問題なのは、実際の採掘が、法の定める地表の直下に向けて行われていないことである。「この細長い場所は、真に石油が埋蔵されている土地から30-100フィート離れた直接の隣接地となっている」（RF2, p.17）とあるように、州所有の海浜・干潟地の下の油層に向けて斜坑を掘って生産していることである。しかも、州政府とHB市に代価を支払って、過去数年間に600万ドルの利益を獲得している。土地所有者である州政府側で言えば、保全主義のトロイカである知事ヤング、司法長官ウェブ、公有地監督官のキンズバーリは、この事態を黙認してきたことになる。あるいは、独立石油生産者委員会の会長M.レクアが「天使」（Olien/Olien, 2000, pp.133-134）と表現したように、安定した経営基盤にある巨大企業こそが資源浪費の救世主と見なす立場にあったのかもしれない。スタンダード石油の海浜・干潟地利用の独占と「保全主義」のあり方との2点をめぐって、HB市当局、独立系石油企業、HB商業会議所、市民（環境）団体、州政府が参加した激しい争いが始まるのは、1931年春からである。しかし、その前兆は、州政府・連邦政府の参加のもとで生産調整の動きが活発化する1930年には既にあらわれていた。1930年3月7日付けのタイムズ紙の記事は、HB石油業者による生産削減割り当ての無視を報じているからだ（LAT, 1930-3-7）。

(2)-2, 前期（1931年5月-1932年11月）：HB市当局が主体、スタンダード石油の油井相殺（代替）

1931年春カリフォルニア州における石油生産調整のためにメジャー系の意をくんだ法案が議会に提案され採択された。価格安定化のための生産削減を禁止した反トラスト法を迂回するために「浪費阻止」を名目に掲げ、「保全委員会」には州役人である石油・ガス監督官も加わっていた。この法案も「少数者の協力拒否」（RF1, p.4）により1932年5月3日の住民投票にかけられることになった。

この「原油の過剰生産と浪費」（RF1, p.4）との真剣な取り組みをあざ笑うかのよう、

HB市当局は、州所有の海浜・干潟地に埋蔵される石油開発を推進するための提案を行い、シャーキー法と同日の住民投票にかけた。そのために作成されたパンフレットには、HB市長コンラードが「反対」投票を呼びかけるに当たっての理由説明が載せられているので、目を向けてみよう（RF1, pp.5-6）。

その冒頭の表現が、HB市長の狙いを端的に表現している。「反対に投票して、皆さんの税負担を減らそう」（RF1, p.5）。それに続いて、税負担の軽減のために考え抜かれた方策の説明に進む。「州所有地の下に数百万バレルの原油が埋蔵されているが、現在は隣接する土地を管理し、州（政府）には何も支払っていない私的企業によって採掘されている。もし、州（政府）が石油採掘の行われている土地を賃貸できれば、数百万ドルが州の国庫に流入し始めるだろう。そうすれば納税者の負担も軽くなる」（RF1, pp.5-6）。州所有地の下に埋蔵される石油を、土地賃貸料やロイヤリティも支払わずに採掘している私的企業から、それらを徴収するために州財務省（長官）に海浜・干潟地の賃貸権を認めようというのである。「今回の住民投票の発起人達の意図は、財務長官に、州政府の所有するオレンジ郡HB前面に広がる石油埋蔵の確認された土地を賃貸する権限を与えることである。それに隣接する土地は1つの私的企業によって管理されているが、その企業は州所有地の200フィート以内で過去4年間に約600万ドルの石油を獲得している」（RF1, p.6）。また、それがもたらす巨大な財政収入に目を向けさせるために、州議会の設置した調査委員会の報告が引き合いに出されている。HBの州所有地の埋蔵量は1億バレル以上で、700万ドルを超える収入が見込まれている。

そこで企業名こそ挙げられていないが、「1つの私的企業」（RF1, p.6）がスタンダード石油を指していることは明らかである。もちろん、スタンダード石油側も弁護士・政治家を動員し、また不動産業者と連携して激しく反論した（Sabin, 2005, p.67）。このパンフレットの中でHB市長は、皮肉を込めた表現を使って海浜・干潟地採掘の独占維持を目指す「私的企業」を非難している。「これら私的利益は、『我らの海浜を守れ』と呼びかけることで煙幕を張ろうとしている」（RF1,

p.6)。環境保全を名目に挙げて、他企業の参入妨害を図る姿勢を批判している。ただ、HB市長とは逆の立場にたつ2人の下院議員が、パンフレットの中で、やはり海浜の汚染防止を前面に押し出しつつ、HB石油業者を「私利に駆られた利害」(RF1, p.5)と糾弾していたことを考慮するとき、様々な運動に好んで用いられるスローガンとなっていたことが分かる。ちなみに、エルキンドも1930年代ロサンゼルスにおける公有海浜確保運動を論ずる際に、スタンダードの掲げる「我らの海浜を守れ」の表現について、このHB市長と同じ解釈をしているが、当時の「保全主義」の複合性の文脈で再解釈すべきだと考えている(Elkind, 2012, pp.88-89)。この点には、後に立ち返ることにしよう。

最後に、HB市長は「HBにおける州所有地の石油採掘は、以下の議会、商業会議所、地元新聞社から承認されている」(RF1, p.6)と、地域社会の幅広い支持に触れつつ反対投票を呼びかけて結んでいる。HB市議会、オレンジ郡議会と並んでHB商業会議所の名前も挙がっているが、すぐ下でみるように宣伝向けのデマである。

1932年5月3日の住民投票は、「州財務長官の賃貸権」条項を削除する提案に賛成59%、反対41%の結果となり、HB市当局の要求は退けられた。しかし、HB市当局は、この敗北直後から次の法的措置に向けて活動を開始した。1932年5月17日付けのタイムズ紙に掲載された「干潟地石油戦争の開始」と題する記事が、興味深い情報を伝えている(LAT, 1932-5-17)。5月16日開催のHB市議会に、803名の署名のある嘆願書が提出された。それは、「カリフォルニア州憲法を修正して、余暇(観光)、港湾(施設の整備)、鉱物資源開発のために干潟地をHB市に譲渡する」という内容だった。市議会は、嘆願書を直ちに承認し15万人の署名集めに取りかかることを決定した。それが、第2回目の住民投票に向けた要求事項になる。この記事には、州憲法修正案の採択を促す意味を込めてか、HB市当局と石油企業との干潟地賃貸契約締結という既成事実作りも報じられているが、その前に第2回住民投票向けパンフレットを紹介しよう。

まず、冒頭に書かれたカリフォルニア州憲法の第15条第4項の修正提案から見ておこう(RF2, p.17)。それは下記の6項目から構成されている。第1に、HB市域内にある干潟・水面下の土地をHB市に譲渡する。第2に、「余暇、商業、航行、港湾施設、漁業、鉱産物・石油・ガス・他の炭化水素の生産」を促進するために、それらの土地を利用する権限をHB市に与える。第3に、それらの目的のためにそれらの土地を賃貸する権限をHB市に与える。第4に、その賃貸収入の二分の一は一般財源として州財務省に支払われる。第5に、これ以前に交わされた賃貸契約は、そのまま有効とされる。第6に、人民の入漁権は留保される。第1回目と違って理由説明に「余暇、商業、航行、港湾施設、漁業」が併記されており、石油会社だけでなく広範な経済利害に配慮した体裁をとっている点で特徴的である。もっとも、同パンフレットで反対意見を述べた市民団体代表者は、次のようにその欺瞞性を鋭く指摘している。「それ(石油・ガス生産)こそが唯一の真の目的であることは、修正法の適用に関心を持つグループに対して都市役人達から石油(埋蔵干潟地の)賃貸が既に行われている事実によって論証される」(RF2, p.17)。

次いで、この修正提案に関するHB市長コンラードの理由説明が続く。最初に賛成投票の呼びかけがくるが、1回目の納税額削減に加えて「失業者のための雇用創出」と「繁栄への回帰」が挙げられており、世界恐慌の影響拡大を窺わせている。特に、最後の呼びかけでは「数百名に必要な雇用」と具体的な数字も挙げられており、失業問題の深刻化が意識されていたことが分かる⁴。

それらの目的を達成するための都市計画案が提示されている。出発点は、HB市が産業・余暇(観光)都市であるとの特徴付けである。一方の住宅地区の裏手に広がる干潟地は、美しい海水浴場、港湾施設、ヨットハーバー、保養施設の建設・整備に、そして他方の産業地区のそれは産業的利用に供されるという。しかし、州と折半される収入の源泉の説明となると、馬脚があらわれる。「収入は、主にスタンダード石油会社によって採掘されている約15の油井を相殺(代替)することによって石油開発から獲得される」(RF2, p.17)。ここでは、スタンダード石油を名指しつつ、基本方針が鮮明に打ち出されている。すなわち、既存の15油井に対抗するために、ほぼ同数の油井を掘削して、HB干潟・水面下から原油を直接掘り出そうというのである。この相殺(代替)策、こそが今回の基本方針である。しかも、HB市当局は、数百万ドルの収入を獲得するために、投票結果を待たずに前倒しして石油企業と干潟地などの賃貸契約を結んだ。「HB市は、スタンダード石油会社の油井の素早い相殺(代替)を保証するために有利な賃貸(契約)を結んだ」(RF2, p.17)。最後に、1929年「州鉱物賃貸法」を意識してか、他の沿岸都市の干潟開発に先鞭をつけるためにも協力を呼びかけて結んでいる。

ところで、HB市当局が賃貸契約を結んだ相手が、パシフィック・エクスプロレーション石油会社(パシフィック会社と略す)である。以下では、HBがスタンダード石油会社の対抗相手である独立系企業の拠点だったことを見るために、

⁴ 1932年、ロサンゼルス市の失業率は20%である(Mullins, 1991, p.92)。

1932年8月に賃貸契約を結んだカール石油会社と2例を取り上げておこう。

パシフィック会社のプロフィールは今ひとつ明らかでないが、1928年12月ブーン訴訟の勝利に触発されて干潟地採掘の許可を求めて裁判を起こしたが、敗訴したことが知られている (Sabin, 2005, p.68)。また、1932年5月17日付けタイムズ紙の記事に社屋の所在地としてHB市バーノン区28番通り2423番と書かれていることから (LAT, 1932-5-17)、市議会議員マリオンのHB会社と同じように、お膝元の企業だったことが分かる。それに続いて賃貸契約の内容が詳細に紹介されている。賃貸期限は30年と長期にわたっており、1933年7月別の石油会社との賃貸契約の審議において市議会議員マリオンが30年の長期期限を理由に難色を示したことが知られていることから、「有利な賃貸契約」だったのだろう。賃貸の対象地は採掘油井数と併せて、次のように書かれている。「17番通りから西端市境界までの海浜沿いに15油井を掘ること。そして、10番通りから17番通りまでさらに5油井を掘ること。それらは、スタンダード石油会社の斜坑油井に対する相殺(代替)油井としてである」。スタンダード石油会社による斜坑採掘の事実を承知しており、その相殺(代替)を狙っていることが明記されている。その他、10番通りから17番通りの間の干潟地については優先契約権を認めている。都市の取り分として16 2/3%のロイヤリティと生産された原油20%の販売益に相当する10万ドルのボーナスが挙げられている。このロイヤリティ率は、その後の契約でもおおよそ踏襲されることになる。最後に、工期が書かれている。11月8日の住民投票で提案が採択された場合、90日以内に採掘許可を申請し、認可発給後90日以内に最初の油井に着工するというのである。

それから3月後の1932年8月12日HB市当局は、新たに2件の賃貸契約を交わした (LAT, 1932-8-13)。その1つがカール石油会社である。この企業プロフィールには、実に興味深い史料証言がある。住民投票終了後の1932年12月12日にタイムズ紙は「石油闘争は一段と加熱」と題する記事を掲載したが、そのなかに「カール石油会社は、いくつかの主要な独立系企業が(創設した)持ち株会社だといわれている」との一節がある (LAT, 1932-12-12)。この文章はHBが、いわば独立系石油企業の結集拠点となっており、市当局の開発主義への傾斜を考える上で重要な要因を示唆している。土地賃貸契約の中身を見てみよう。期限は30年間と変わらない。賃貸場所は、23番通りから南部の海岸国道そばまで伸びる幅30フィート、長さ6,000フィートの細長い土地である。ただ、国道沿いに油井を採掘するため、工法に注文がついている。鋼鉄製の油井ヤグラを除く主要な生産施設は巨大な地下室を掘って収納し、完成後は埋め戻して交通の支障にならないように工夫されている。都市の取り分は、16 2/3%のロイヤリティとボーナス10万ドルとなっている。契約発効後90日以内の採掘着工と油井数15は、パシフィック会社と同じ条件であり、やはりスタンダード石油会社の油井相殺を狙っていたことが分かる⁵。これまでと異なる条件が、最低深度に関する項目で最低6,000フィートと書かれている。セイビンは、この時期の採掘技術の進展を斜坑と大深度の2点で論じており、またHB市の顧問弁護士が、それを拠り所にして油井噴出などによる環境汚染発生は低いと論じたことを紹介している (Sabin, 2005, p.66)。最後に、票決結果が書かれているが、思いのほか賛成3、反対2の僅差での承認だった (LAT, 1932-8-13)。その理由は、すぐ下で述べる。

このようにHB市は、石油会社との干潟地の賃貸契約を先行させ、同時に「余暇、港湾、鉱物開発」を併記して様々な利害グループに賛同を呼びかけたが、州憲法修正が提案されると激しい反対運動がわき上がった。まず、住民投票用のパンフレットに反対意見を載せた市民団体代表者から始めよう (RF2, pp.17-18)。

「HB市民改善委員会」議長C.G.ウォードと「HB海浜擁護協会」代表W.H.ワーナーは、冒頭で石油会社との先行契約による既成事実作りを厳しく糾弾している。すなわち、HB市当局は干潟地の所有・管理権(権原)をもたないまま賃貸契約を交わしたこと、そして「HB商業会議所と他の市民団体からの強い一貫した反対」(RF2, p.18)を無視して強行したこと、の2点が強調されている。HB商業会議所は、最初から反対派をなしていたのである。それに続いて、「ベニスや余所の現状は、海浜地域の石油開発への悪用の悲惨な影響を証明していることは、論ずる必要もあるまい」(RF2, p.18)と「ベニスの破壊」を教訓として引き合いに出しつつ、次のように問いかける。「全ての人民の健康、余暇、幸福のために海浜を保護するのか。それとも、少数の石油開発者の利益のために荒廃させるのか」(RF2, p.18)。そして、2つの角度から持論を展開している。その出発点となるのが、海浜・干潟地を1つの資産と理解する見方である。それは、次の文章に凝集的に表現されている。「カリフォルニアの自然の美的景観は、大衆の楽しみのものであるだけでなく、同時にその経済的發展・繁栄にとって無限の価値を持つ資産でもある」(RF2, p.18)。その運用の仕方1つで、価値増殖にも汚染にも結果するわけで、「我々の義務は、現在と将来世代の利用と楽しみのために、公的遺産を損なわずに保存することである」

⁵ 同時に許可された西アメリカ石油会社の契約と比べると、ボーナスとロイヤリティとを除けば、ほぼ同じ内容となっている (LAT, 1932-8-13)。

(RF2, p.18)。今日流に言えば、将来世代にも配慮した持続可能な戦略を採用すべきだということである。もう1つは、まさにベニス市民の体験に照らした損益計算である。「公的遺産からの石油採掘から市財政が得るわずかばかりの収入は、巨大な大衆向け運動場の破壊から発生する無限の損失に比べれば、『取るに足らない』」(RF2, p.18)。石油ロイヤリティ収入を使って、汚染されていない海浜を確保する手法の限界が指摘されている。

HB商業会議所も、上でも述べたように強く反対した。1932年5月16日HB市当局が、パシフィック会社と賃貸契約を結んだとの知らせを受けて商業会議所は、直ちに対応策を協議した(LAT, 1932-5-17)。そこでは、市議会による賃貸契約の承認決議に抗議するとともに、採掘権を伴わない形式で干潟地を商業会議所に譲渡するよう要求した。その後、同年8月HB市当局は新たな賃貸契約を結んでおり、そうした事態の進行を危惧したのか、住民投票の約1月前の10月13日に商業会議所は役員会を開催した。翌日タイムズ紙は副見出しに「商業会議所による修正提案非難」と題する記事を掲載した(LAT, 1932-10-14)。商業会議所の主張は、次の文章につきる。「ひとたび許可が下りれば、公的な干潟地における(石油)掘削は海浜を冒し行楽に有害であるだけでなく、一般大衆の最良の利害にも反することになる」。市長の挙げたヨットハーバー建設や海水浴施設の改善などの甘い条件提示に惑わされずに、海浜汚染の危険と公益擁護を強調した。ここでは法務部長A.J.アーノルのコメントが紹介されているが、観光利害を除けば、先述の市民団体と多分に重なり合っている。「当時(1932年5月)我々は、ベニスでどのような脅威があるのかを目撃したが、いまや、HBの脅威となっている。役員会は、我々の海浜を余暇(観光)目的と万人の利益のために保護しようとすれば、明確な立場表明をせざるをえないと満場一致で決めた」。「ベニスの破壊」の教訓は生きていたのである。

もちろん、HB市長から名指して批判され、相殺(代替)油井により独占的採掘に挑戦を受けたスタンダード石油会社も、反発した。1932年8月会社の顧問弁護士ローレイとベーコンの連名でHB市議会宛てに書簡を送り、賃貸契約の合法性をめくり裁判所に訴えをおこすことを伝えた(LAT, 1932-8-8)。その理由は、スタンダード石油会社の子会社であるHB会社⁶が、カール石油会社に賃貸される土地を道路建設目的のためにHB市に譲渡しており、土地買収の理由とは異なる目的に利用されたからである。1932年8月18日タイムズ紙の記事に従えば、訴訟の名義人はHB市民のA.D.マーシャルだが、共同原告のなかにスタンダード石油会社、HB会社、不動産会社で海岸近くの土地をスタンダード石油に売却したパシフィック・エレクトリック土地会社の名が含まれている(LAT, 1932-8-18)。訴訟相手には、HB市当局とカール石油会社が挙げられており、提訴理由には、交通への支障と近隣の土地所有者の権利侵害が挙げられている。この訴訟は、1932年11月の住民投票後も続き、決着を見たのは1934年1月のことである。

さらに、州知事ロルフもHB市当局に批判的だった。住民投票の直前の11月6日付けのタイムズ紙の記事、「ロルフは海浜石油提案に反対」が、知事ロルフを取り巻く利害状況と併せて興味ある情報を伝えている(LAT, 1932-11-6)。まず、ロルフからHB市長コンラド宛の書簡が紹介されている。パシフィック石油会社との賃貸契約を先行させつつHB市当局が発起人となって行った州憲法修正提案を、「これまで行われた運動のなかで最も破廉恥な権限濫用」と非難した。「最も破廉恥」と決めつけたのは、1931年一度州議会を通過しながら再度取り下げられた法案と酷似した内容を再度住民投票にかけたこと、そして海浜・干潟地の石油開発は「州民全体から反対されていること」、の2つの理由からである。ロルフは、その書簡を次のような激しい論調の文章で結んでいる。「今回の提案が住民投票史上で最も邪悪であると州民に助言し、この提案に反対するよう警告することが、知事の義務であると確信する」。それに続いて地方名士、W.M.ガーランドが10月28日付けで知事宛に送った書簡が紹介されている。彼は、ロサンゼルス在住の有力な不動産経営者だが、知事ロルフを全面的に支持している。すなわち、HB市当局と石油会社の賃貸契約を非難し、同時に石油採掘における海浜汚染を危惧していたからだ。なお、セイビンの研究によれば、カリフォルニア州不動産同盟の会合でロルフは、石油企業による生産調整無視を非難しつつ「海浜を身売りすることを許すな」と強い口調で演説したと伝えており、不動産利害を擁護していたのである(Sabin, 2005, p.69)。

それとは別にHB市長コンラドの前任者バウエンは、HB市当局がパシフィック会社と交わした賃貸契約の無効を叫んで、州最高裁判所に訴えたことが知られているし(LAT, 1932-5-17)、サンフランシスコ市長も州憲法の修正提案に反対した(LAT, 1932-10-14)。また、「女性連盟」も、1932年10月には海浜保護運動への参加を表明しており、反対派の運

⁶ 1923年ハンティントン・ビーチ会社に入社した、石油生産量の統計と賃貸情報の収集などを担当したJ.S.デニーは、「うちの会社は石油会社ではなく、土地会社である。石油と採掘するのが特別な許可が必要となるからである。我々の主な収入源は、スタンダード石油会社、シグナル石油・ガス会社などに土地を賃貸することによってロイヤリティをもらうことである」と会社を語っている。

動が裾野を拡大しつつ州全体にまで広がっていたことが知られている⁷。逆に、このような状況にあったからこそ、知事ロルフは「州民全体から反対されている」と述べて、反対派の立場を鮮明に打ち出したのである。

11月8日に実施された住民投票は、予想通り、反対派が60%を占めて圧勝した。今回HB市当局は、およそ半年間沈黙を守っていたが、1933年5月市内の街路地の賃貸を手始めに戦略を練り直して干潟地開発に向かうことになる。

むすび

本論はロサンゼルス県のオレンジ郡に位置する小都市HBに焦点を当てた研究の中編である。具体的には、1927 - 1932年の開発前期における市議会議事録、新聞記事、聞き取り調査記録、住民投票向けのパンフレットなどを使って、開発政策の選択に関する背後にある理由を追跡し、同時に環境問題への対応についても探った。後編では、開発後期となる1933 - 1934年の資料をもとに、HB市当局の開発政策の変遷、および地元住民の対抗などを分析する。最終的に、全体のまとめを提供する。

<未刊行史料>

Huntington Beach City Council Minutes, 1926-1936年, ハンティントン・ビーチ市立文書館所蔵, 文書番号20107 (HBCCMと略す)

新聞紙

Los Angeles Times (LATと略す)

パンフレット

“Argument against Preventing Leasing of State-Owned Tide or Beach Lands for Mineral and Oil Production” in *Referendum Measures, together with Arguments Respecting the Same*, 1932-5-3, California State Printing Office, Sacramento, pp.4-6. (RF1と略す)

“Argument against Initiative Proposition No. II,” in *Proposed Amendments to Constitution and Proposed Statutes, with Arguments Respecting the Same*, by Secretary of State, State of California, 1932-11-8, California State Printing Office, Sacramento, pp.17-18. (RF2と略す)

⁷ 「HBにおける干潟石油採掘は、州の重要な海浜を汚染してしまう。カリフォルニア州の35マイルの海岸線は、貴重な目玉商品だから、汚染されれば保養目的には利用できなくなる」(LAT, 1932-10-14)。

<文献目録>

- Black,B./Lybecker,D.L.(eds.), 2008, *Great Debates in American Environmental History*, I & II , Greenwood Press, Westport.
- Elkind,S.S., 2011, *How Local Politics Shape Federal Policy: Business, Power, & the Environment in Twentieth-Century Los Angeles*, University of North Carolina Press, Chapel Hill.
- Elkind,S.S., 2012, Oil in the City: The Fall and Rise of Oil Drilling in Los Angeles, *The Journal of American History*, 99-1, pp.82-90.
- Elkind,S.S., 2014, Los Angeles, the Energy Capital of Southern California, in: Pratt,J.A./Melosi,M.V./Brosnan,K.A.(eds.), *Energy Capitals: Local Impact, Global Influence*, University of Pittsburgh Press, Pittsburgh, pp.77-89.
- Gorman,H.S., 1999, Efficiency, Environmental Quality, and Oil Field Brines: The Success and Failure of Pollution Control by Self-Regulation, *Business History Review*, 73-4, pp.601-640.
- Mullins,W.H., 1991, *The Depression and the Urban West Coast, 1929-1933: Los Angeles, San Francisco, Seattle, and Portland*, Indiana University Press, Bloomington and Indianapolis.
- Nicolaides,B.M., 2002, *My Blue Heaven: Life and Politics in the Working-Class Suburbs of Los Angeles, 1920-1965*, The University of Chicago Press, Chicago and London.
- Olien,R.M./Olien,D.D., 2000, *Oil and Ideology: The Cultural Creation of the American Petroleum Industry*, University of North Carolina Press, Chapel Hill.
- Pratt,J.A., 2007, A Mixed Blessing, Energy, Economic Growth, and Houston's Environment, in: Melosi,M.V./Pratt,J.A.(eds.), *Energy Metropolis, An Environmental History of Houston and the Gulf Coast*, University of Pittsburgh Press, Pittsburgh, pp.20-51.
- Sabin,P., 2005, *Crude Politics: The California Oil Market, 1900-1940*, University of California Press, Berkeley, Los Angeles, London.
- 張淼, 2022, 「1930年代ロサンゼルスにおける石油開発と環境問題：ハンティントン・ビーチの例 (1)」『金沢星稜大学論集』56(1), pp.75-81

